

町田市子ども発達支援計画 施策の方向性（案）

基本理念／視点		基本目標	目指す姿	施策の方向性(考え方)		施策の展開(主な施策)
子どもが自分らしく安心して暮らせるまちをみんなで創り出す	1 一人ひとりの子どもの権利実現	子どもが健やかに育ち、一人ひとり自分の中に光るものを持っている	(1)子どもの遊びや体験が大切にされ、主体的に参加し意見表明できる	豊かな人間性や社会性をはぐくむ場の確保	子どもが地域で多様な遊びや体験に参加し、多世代交流など、さまざまな子どもたちとの交流を図り、幅広い人間関係をつくるための環境整備を進めます。	・冒険遊び場 ・まちとも
				【新】さまざまな活動への参加の支援	子どもがさまざまな活動に参加できるよう、外出や社会参加に向けた支援の充実を図ります。	・障がい児スポーツ教室 ・障がい者スポーツ大会 ・同行介護【指針】 ・行動支援【指針】
			(2)大人になっていく力をつける	【新】子どもの特徴に応じて大人になる力を伸ばす療育の充実	一人ひとりの子どもの発達特性に応じた質の高い療育内容を提供し、大人になる力を付けることができるよう、療育体制の充実を図ります。	・すみれ教室の個別療育 ・放課後デイサービス【指針】 ・児童発達支援【指針】
				豊かな人間性と「生きる力」をバランスよくはぐくむ教育環境の整備	特別な配慮を要する子どもが、豊かな人間性や生きる力を育むための適切な教育を受けられる体制の充実を図ります。	・特別支援学級や通級指導学級の教育環境の充実
	2 子どもと親がともに成長する	子どもが安らいでいる家族があり、家族が地域とつながっている	(1)親子の健やかな子育て・子育てを切れ目なく支える	いきいきと自信をもって子育てするための相談支援の拡充	自分や子どもに合った子育ての仕方などについて、身近で相談しやすい環境を整え、的確に素早く対応できるように体制を充実させます。	・障害児相談支援【指針】 ・すみれ教室 ・地域子育て相談センター ・地域障がい者支援センター
				子どもと向き合いながら自分らしい子育てをするための親の理解の支援	子どもと向き合いながら子育てができるよう、親が子どもの特徴についての理解を深めるための、勉強会や研修会などの機会の充実を図ります。	・親の会など当事者団体が行う親への勉強会の支援 ・親子通園療育 ・保護者研修(保護者が障がい等を理解するための研修会)
			(2)親が働くことを支える	不安や負担を抱え込むことなく子育てするための保育制度の充実	特別な配慮を要する子どもの親が、不安や負担を抱え込むことなく子育てができ、働くことができるよう、保育制度の充実を図ります。	・保育園等での障がい児受入れ ・学童保育クラブの加配による受入れ ・保育所等訪問支援事業【指針】
				【新】不安や悩みに寄り添った教育・保育サービス等の充実	特別な配慮を要する子どものことを理解し、適切なサービスの提供や助言などができる人材を育成するなど、療育や教育・保育サービス等の充実を図ります。	・保育所等訪問支援【指針】 ・保育士等への療育研修
	3 地域の中で家族を孤立させない	子どもが安らいでいる家族があり、家族が地域とつながっている	(3)きめ細やかな支援が必要な家族を支える	【新】重症心身障がい児や医療的ケア児の家族が地域の中で安心して生活することへの支援の充実	きめ細やかな支援を必要とする子どもやその家族が、地域とつながり、安心して社会参加できるよう、関係機関と協力して支援の充実を図ります。	・副籍制度 ・訪問看護事業 ・重度訪問介護【指針】 ・居宅訪問型児童発達支援 ・短期入所(ショートステイ)【指針】 ・居宅介護(ホームヘルプ)【指針】 ・関係機関の協議の場の設置【指針】 ・すみれ教室
				必要とするときに必要な情報を得るための情報提供の充実	多様な手段を活用して、常に新しい情報をきめ細かく発信し、必要とする時に必要な情報が、一人ひとり確実に届くようにします。	・必要な情報にアクセスしやすい「まちだ子育てサイト」の運営
			(4)一人ひとりに情報が確実に届く	【新】親同士が関わり、つながることへの支援	親同士が交流でき、子育てなどの悩みについて話し合うなど、親同士が関わりつながることができるよう支援します。	・親の会などの当事者団体等によるピアサポートなど、共に支える活動の支援
				【新】地域全体で支えるための障がい等に対する理解の促進	地域や住民の障がい等についての理解を促進し、地域みんなで子どもやその家庭を支え、安心して子育てできるまちを推進します。	・障がい児等の理解を深める啓発事業 ・合理的配慮の促進
4 市民(子どもと大人)と行政の協働を進める	子どもが地域の中で大切にされている	(2)みんなで安全・安心のまちをつくる	子どもを連れて容易に外出でき、快適に生活できるまちづくりの推進	支援を必要とする子どもやその保護者が、容易に外出でき、安全・安心で快適な生活環境づくりを進めます。	・福祉のまちづくり条例	